

令和 3 年 3 月 2 4 日

学校教育審議会資料

教育指導課

小学校における宿泊体験学習の見直し（案）について

1 本市の小学校における宿泊体験学習の現状

5 年生「移動教室」全小学校が、千葉市少年自然の家（長柄町）を利用して 2 泊 3 日
※千葉市の事業であるため、宿泊日は、市教委が決定

< 移動教室の目的 > ※小学校 5 年生で実施

千葉市少年自然の家に「教室」を移して宿泊体験学習を行うことで、自立的な生活態度を身に付け、人とのかかわりや自然体験を通して思いやりや社会性を育む。

6 年生「農山村留学」学校ごとに、千葉県内の施設を予約して 2 泊 3 日または 3 泊 4 日
※鴨川青年の家、大房岬少年自然の家、千葉市少年自然の家等
※民泊を行う学校もあり

< 農山村留学の目的 > ※小学校 6 年生で実施

日常とは異なる生活環境の中で、児童相互、教師と児童、訪問地の人々との触れ合いを経験し、生き方について考え、他者を思いやる心、郷土への愛情や誇りを育む。

2 見直しの背景

- ・平成 17 年度から始まった長野県での農山村留学は、千葉市では体験できない自然の中での集団生活や、民泊などによる地域の人々との触れ合いを大切にされた事業であった。しかし、現在は、全校が千葉県内の自然の家等を利用した実施となっている。また、昨今の自然災害や社会情勢から民泊も減少した。そのため、当初の農山村留学としての特色が薄れ、近年は、全校が長柄町にある千葉市少年自然の家を利用している 5 年生の移動教室と、活動内容が似通ってきている状況である。
- ・アレルギー疾患等のある児童の対応の難しさなどから、農山村留学の宿泊日数を 3 泊から 2 泊に減じる学校が増えている。
- ・「千葉市少年自然の家」の指定管理者制度（千葉市との契約）が令和 6 年度で一旦終了するので、令和 7 年度以降の内容を見直す必要がある。
- ・小学校から中学校までの 9 年間を見通した体験学習の体系化を図る。9 年間を見通した体験学習のねらいについては変わらないが、最終学年は修学旅行、その前学年は自然体験学習という体系に整える。また、児童生徒が、様々な人との関わりの中で、自分や他者、地域のよさを理解していけるようなキャリア教育との関連も考慮する。

3 令和7年度からの見直し（案）について

（案）小学校における宿泊体験学習は、
令和7年度から、5年は市少年自然の家での移動教室（2泊3日）
6年は県外での修学旅行（1泊2日）とする

<修学旅行の目的> ※小学校6年生で実施

自立的な生活態度を身に付けられるような活動内容を自主的に立案させる。
現地の自然、文化等に触れる体験活動等を通して、歴史、伝統や文化・産業
などに関心をもち、学習する態度を養う。

<修学旅行実施についての参考資料>

○保護者の経済的負担について

宿泊代（1泊2食）、昼食代（2日目昼）、バス代、有料道路代、駐車場代、拝観料、見学科、体験活動費等が、全額保護者負担となる。

農山村留学は、2泊3日で10,000円前後（国費補助あり）であるが、日光方面や鎌倉・箱根方面では、26,000円程度（バスガイド付貸切バス）となる。

○他市の小学校の宿泊体験学習の状況について

県内各市や近隣政令市においては、6年生で1泊2日の修学旅行を実施している自治体が多い。

4 今後の検討事項

(1) 修学旅行の目的地、実施時期、旅行業者、金額等のモデルプランについて

①目的地及び実施時期について

6月～11月の期間に1泊2日の県外への実施となる。目的地や実施時期等については、今後、校長会との連携及び体験学習推進会議等での協議を踏まえ、市教委がモデルプランを提示する。

なお、千葉市全小学校108校の混雑を避けるために、目的地や実施時期をローテーションしていくことも検討する。

②旅行業者について

旅行業者については、各学校で入札し採用となる。積み立てを始める前年度末には入札を完了し、業者を決定する。

(2) 保護者が負担する費用の徴収方法等について

高額なため、例えば、複数年による積み立て徴収（月額1,000円×3年間×8期）など、各学校で徴収方法を設定する。

(3) 担当課の業務について

現在、移動教室や農山村留学等の借上げバス代は、市費（一部国費）で支払っており、担当課でバス会社の入札から台数等による予算確保、支払業務までを処理している。働き方改革の観点から、業務の整理等について検討していく。